

有識者からの意見

(報告書の記述に関する御意見)

御意見	関係箇所
「外国の政府等」、「外国政府」等、表現にばらつきがあるので整理すべきである。	4頁4(1)ウ
防衛省、防衛装備庁では、「見積り」という言い回しが独特の意味をもって使用されており、そのままでは一般に分かりにくいので、注書きで説明を加えるべきではないか。	4頁4(1)ウ(ク)
秘密指定を解除した理由についても記述すべきである。	6頁4(2)ア
有効期間の延長がなされた1件(海上保安庁)につき、その理由を記述した方が良いのではないか。	7頁脚注10
国家安全保障会議が指定した特定秘密を記録する文書について、内閣官房が保有することになる結果、国家安全保障会議が保有する文書はゼロと表記されることになるが、このことは国民一般には理解しにくいと思うので、説明を加えるべきである。	19頁脚注26

(運用に関する御意見)

御意見	関係箇所
通報件数は0件とあるが、特定秘密の指定・管理がすべて適正だったことを意味するものではない。指定・管理に問題があっても通報されなかった可能性もあることに注意すべきである。	8頁4(4)
指定権限を有する20の行政機関のうち、過去3年間一度も特定秘密を指定したことがないものが9機関も存在する。法附則第3条に施行後5年を経過した後の見直し規定があるが、特定秘密を指定する必要がある行政機関だけが指定権限を有しているという状況が望ましい。	12頁5(1)ア
ほぼ全件の特定秘密の指定の有効期間が5年になっているのは、安易に最長期間を指定していることを疑わせる。短期間で期間延長の要否を検討する作業を排除することにならないよう、期間の設定の仕方の適否について、今後行政機関において厳密に検討すべきである。	15頁5(1)エ
運用基準に例示されている指定を解除すべき条件に該当する特定秘密をいずれの行政機関も保有していないということは疑問である。また、当該例示のほかにも、指定を解除すべき一定の条件が設定されるべきものは存在すると思われる。当該条件の設定の要否については、特定秘密を指定している各行政機関において、厳密に検討していただきたい。	15頁5(1)オ
内閣府独立文書管理監の是正の求め等があり、その監察、また、他のチェック体制が機能していることは、国民の期待に込めているものとはいえるが、各行政機関間における情報共有等における支障の防止といった論点も含めて横断的に点検を行い、よりよい運用とすることも検討されたい。	22頁6(1)
特定秘密のうち、それが記録された行政文書がないものについては、例えば、特定秘密の指定を恣意的に行っているとの誤解を招くことのないよう、適切な対応を期待したい。	24頁6(2)ア
特定秘密が記録された行政文書の管理が適正に行われないと、特定秘密の保護制度に対する国民の信頼を損なうことになりかねないことから、特定秘密が記録された行政文書の管理を適正に行うことの重要性について、関係職員に認識を徹底させてほしい。	24頁6(2)ア

<p>平成29年3月までに特定秘密の指定を解除した案件は、保護すべき情報が出現していないか、現在、文書がない状態のものである。今後、制度開始から、相当年数が経つ事となるわけで、指定とともに、これらの部類以外の時の経過により秘匿の必要性がなくなったことによる解除についても鋭意点検、検討をされるよう期待する。</p>	<p>6頁4(2)ア 25頁脚注31</p>
<p>具体的な情報の出現前にあらかじめ指定することについては、出現することが確実な場合に限ることとし、従来存在していたから今年も用意しておくという対応はすべきでない。</p>	<p>64頁資料9(1)</p>
<p>具体的な情報の出現前にあらかじめ指定することについては、行政上の必要性が認められると思われ、これに過度に制限をかけることは現実的ではない。</p>	<p>64頁資料9(1)</p>
<p>具体的な情報の出現前にあらかじめ指定したが、具体的な情報が未出現であるような特定秘密も確実に把握した上で、速やかにこれを解除するための特定秘密の指定の理由の点検の体制を強化するための方策を検討すべきである。</p>	<p>64頁資料9(1), (3)</p>
<p>具体的な情報の出現前にあらかじめ指定することの根拠について、運用基準の見直しの際に、見直しを行うべきであり、それまでは内閣情報調査室等による通知等で明確な根拠を示すべきである。</p>	<p>64頁資料9(1)</p>
<p>特定秘密のうち、それが記録された行政文書もそれを化体する物件もないが、具体的な情報が職員等の知識として存在するものの指定は、暫定的な処置としてやむを得ない場合を除き行うべきではない。内閣情報調査室等による通知などでルールを徹底を図るとともに、運用基準の見直しの際の検討事項に含めるべきである。</p>	<p>64頁資料9(1)</p>
<p>特定秘密の指定とそれを記録する行政文書の保有に関する行政機関相互の関係について、内閣情報調査室等による通知などでルール化を図るとともに、運用基準の見直しの際の検討事項に含めるべきである。</p>	<p>64頁資料9(5)</p>